

「大内文化まちづくり推進計画（案）」に対する御意見及びこれに対する市の考え方

募集期間：令和2年2月12日（水）～令和2年3月13日（金）

意見提出者：1名

パブリック・コメントの手続きにより提出された意見の要旨及びこれに対する市の考え方は以下のとおりです。

なお、これにより計画内容を修正した個所はございません。

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者1	<p>大内文化特定地域について下記を検討、考慮していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域内の建物高さ制限、色彩制限を実施すること。特にマンションは建設させない。2. 地域内にある景観的に不適切な物件を排除すること。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域内の道の角に、工事用資機材をむき出しで置いているものがあるが、景観に似つかわしくなく、違和感がある。むしろ見苦しい。・一の坂川の早間田周辺に崩壊しつつある家が散見される。早急な撤去が必要。安全面からもしかり。	<p>大内文化特定地域におきましては、平成7年に一の坂川周辺を景観形成重点地区に指定しています。</p> <p>当該地区では、建築物の高さや、色彩等に係る景観形成の方針・基準のもと、景観法に基づく届出制度と助成制度の活用により、魅力ある景観の創出と保全に取り組んでいるところです。</p> <p>また、本推進計画におきましては、プロジェクト事業「2 まちなみ景観づくりプロジェクト」の中で、地域住民の皆様や関係団体の方々との連携のもと、山口市景観計画における大内文化地区（豎小路・大殿大路周辺）の景観形成重点地区指定（景観形成の方針・基準の策定等）を検討することといたしております。</p> <p>市といたしましては、こうした取組等を通じて、当該特定地域における、魅力ある景観の形成に必要な施策を講じてまいりますとともに、地域の方々の景観形成に係る意識の醸成、取組の促進を図ってまいりたいと考えております。</p>